

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年7月16日（金） 号外第76号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (39)（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	--

公布された規則のあらまし

◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救護施設は、感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずることとする。

ア 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

イ 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(2) 救護施設は、適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年8月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
利用者の 処遇等	<p>1 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>2 <u>適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置</u></p>	利用者の 処遇等	<p>1 <u>感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>を講ずること。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則別表利用者の処遇等の項第1号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。